

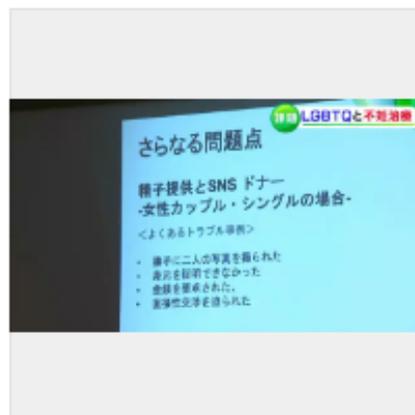
不妊治療などの生殖補助医療「LGBTQの当事者は対象になるのか」法整備の重要性を考えるシンポジウム【岡山】

9/6(火) 19:01 配信 3  

 RSK山陽放送

技術の進歩が著しい不妊治療などの「生殖補助医療」。今年4月には保険の適用範囲が拡大した一方、現行の法律では性的マイノリティ=LGBTQの当事者にとって大きな壁があることをご存じでしょうか？

[【写真を見る】不妊治療などの生殖補助医療「LGBTQの当事者は対象になるのか」法整備の重要性を考えるシンポジウム【岡山】](#)



RSK山陽放送

■レズビアンのカップルが人工授精で子どもをもうけている現実

課題が山積する「生殖補助医療」のあり方や「法整備の重要性」などについて考えるシンポジウムが岡山市で開かれました。

(岡山大学大学院 中塚幹也教授)

「すでにわれわれの調査ですけど、レズビアンのカップルの方が人工授精で子どもをもうけている。ですから、現実ではそういったことが起きているが、その時の法律や政治家の認知度も低い」

岡山市内で開かれた「せとうちART研究会」です。ART=生殖補助医療に関わる最新技術や知識の共有を目的に2018年に始まったもので、中四国の医療関係者や学生ら約50人が参加しました。

技術の進歩が著しい「不妊治療」などの「生殖補助医療」。法整備も進む一方で、岡山大学大学院で生殖医学を教える中塚幹也教授などが議題に上げたのは、「LGBTQ」いわゆる性的マイノリティに関する懸念についてです

(岡山大学大学院 中塚幹也教授)

「生殖医療民法特例法が2020年の12月にできたのですが。提供精子・提供卵子の使用について、いまやっと議論が始まったところで。その中でLGBTQの方たちが対象となるかはまだまだ分かっていないんです」

おとし12月に成立した生殖医療民法特例法では、第三者の精子や卵子を使った不妊治療のルールを定めました。

■提供卵子、提供精子で子どもを授かった場合、母親・父親の規定は？

例えば、「提供卵子」「提供精子」で子どもを授かった場合、出産した女性を母親、治療に同意した夫が父親と規定しています。

ただ今年3月に超党派の議員連盟が示した改正の骨子案では、「法律上の婚姻関係が必要」と定めているため、同性婚が認められていないLGBTQ当事者は医療機関で生殖補助治療を受けられないおそれがあるのです。

(岡山大学大学院 中塚幹也教授)

「医療が法的に認められていないってことになる。罰則を受けてしまうのかどうか。それからやっても良いとなっても、『精子の提供』や『卵子の提供』をどこから受けるのかですね。具体的に謝礼を払っても良いのかなど、まだまだ決めないといけない所がたくさんあるですよ」

シンポジウムでは実際に知人男性から精子提供を受け、子どもを授かったレズビアンによる講演も行われました。技術的には、第三者が提供した「卵子・精子」で子どもを授かれる現代。参加者らは、日本の人口の5~10%とも言われるLGBTQ当事者についてや生殖補助医療の現状や課題を学んでいました。

(参加した学生)

「(LGBTQ当事者が)安心して治療が受けられていないというのが一番驚いたこと」
「当事者の方がおっしゃっていたように、「自由に医療が受けられない状況」というのを今回初めて知った。早く法整備が整って誰でも安心して医療が受けられるようになったらいいなと」

(岡山大学大学院 中塚幹也教授)

「日本では、議論がなかなか進んでいないということもあります。その中で水面下で（精子提供や卵子提供が）行われているということもあります。一般の方も知っていただいて考えるきっかけになればと思います」

子ども授かりたいと願うLGBTQ当事者を取り残さないために少しでも理解の輪が広がれば…多様な視点から意見を聞き今後も、議論も行う必要があります。

子ども授かりたいと願うLGBTQの当事者がいても法律的に認めない場合、インターネットやSNS上で精子を取引することが増える懸念もあるんです。

LGBTQのカップルは、提供精子提供卵子を使用しなければ子どもを授かれません。海外にある精子バンクによると、利用者の約3割が「LGBTQに該当するパートナーである」というデータもあります。

様々な課題がある生殖補助医療の法整備ですが多様な視点から意見を聞きこの問題を考えるきっかけにしてほしいと思います。

RSK山陽放送